## 北アルプス広域連合障がい者活躍推進計画

機関名	北アルプス広域連合
計画作成者	北アルプス広域連合長
	(根拠法令:障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項)
計画期間	令和4年4月1日~令和9年3月31日(5年間)
北アルプス広域連合に	北アルプス広域連合における令和3年6月1日現在の障がい
おける障害者雇用に関	者雇用率は法定雇用率を達成しております。
する課題	今後も引き続き法定雇用率を維持するため、本計画に基づき、
	障がい者が働きやすい環境整備や体制整備を図ってまいりま
	す。
目標	
①採用に関する目標	各年度において、障がい者である職員の実雇用率について法
	定雇用率以上を達成する。
②定着に関する目標	障がい者が働きやすい環境整備や体制整備に努め、不本意な
	離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
進する体制整備	○障がい者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障がい者
	である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
2. 障がい者の活躍の基	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難になった障がい者
本となる職務の選出・	から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及
創出	び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者であ
進するための環境整	る職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、そ
備・人事管理	の結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
	○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏
	まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障がいを排除し、又は特定の障害に限定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
L	